

知能犯罪に関する告訴・告発の適正かつ合理的な取扱いの推進について（通達）

令和6年1月5日

警察庁丁捜二発第2号

警察庁刑事局捜査第二課長から警視庁刑事部長、各道府県警察本部長宛て

（概要）

知能犯罪に関する告訴・告発の適正かつ合理的な取扱いを推進するために、実効ある諸対策を講じることを指示したものである。

主な指示項目の概要は、

- 告訴・告発の取扱いにおける迅速性・適正性の確保のため、相談から受理後の処理に至るまでの各段階において、以下の点に留意すること。
 - ・ 告訴・告発相談については、相談者の立場に立って誠実に対応し、要件を充足しているものについては、迅速に受理すること。
 - ・ 告訴・告発の要件検討に際しては、特別な事情がある場合を除き、最初の相談日から3か月以内に受理又は不受理の判断を行うよう努めること。
 - ・ 告訴・告発受理後は、告訴人・告発人の立場を考慮し、速やかに捜査を行い迅速に処理すること。
- 本部捜査第二課は、警察署が取り扱う告訴・告発について、相談の有無、受理・不受理の別、捜査の進捗状況等の把握・管理に努めること。
- 本部捜査第二課は、引き続き、告訴専門官を中心とした専門指導体制の充実・強化を図るとともに、本部告訴・告発センター等と緊密に連携し、警察署における告訴・告発の相談段階からその内容を把握し、不適切な対応がなされていないか確認すること。
- 警察署における告訴・告発相談に対しては、刑事課の係長以上の者が対応し、刑事課長が要件充足性を適正に見極め、警察署長指揮の下、受理又は不受理の判断をすること。

等である。